

(目的)

第1条 この規程は本大学の教員個人の研究を助成する個人研究費及び個人研究補助費(以下、両方を合わせて「研究費」という。)について定める。研究費は本大学の研究水準の向上、研究の高度化に資することを目的として配分する。

(配分対象)

第2条 研究費の配分対象者については、別に定める。

(配分額)

第3条 研究費の配分額は、別に定める。

2 研究費の配分を受けた者が療養規程又は休職規程の適用を受ける場合は、その適用期間を除いて前項により定めた研究費の配分額を月割計算して配分する。なお、半月未満は切り捨て、半月以上は1ヵ月として計算し、100円未満は切り上げる。ただし、年度途中において療養規程又は休職規程の適用を受けることになり、研究費の既執行額が月割計算した配分額を超えている場合、それ以降の執行は停止するが、超過額については返還を求めない。

3 研究費の配分を受ける者が年度途中において就任又は退職する場合は、本大学在籍期間に応じて研究費を月割計算して配分する。なお、半月未満は切り捨て、半月以上は1ヵ月として計算し、100円未満は切り上げる。ただし、年度途中において退職することになり、研究費の既執行額が月割計算した配分額を超えている場合、それ以降の執行は停止するが、超過額については返還を求めない。

(使途)

第4条 研究費の配分を受けた者は、第6条で申請した個人の研究の遂行に直接必要な経費のみに使用しなければならない。

(執行期間・繰越)

第5条 研究費の執行期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 執行期間終了時に個人研究費の残額がある場合、一定の金額を上限として次年度に限り繰り越すことができる。繰越上限額及びその対象者については、別に定める。

(申請)

第6条 研究費の配分を受ける者は、当該年度の研究計画に基づき、所定の期日までに別に定める様式によって、所属長を通じて学長に申請しなければならない。申請がない場合は、研究費を配分しない。

(経過報告・成果報告)

第7条 研究費の配分を受けた者は、所定の期日までに別に定める様式によって、研究経過(又は成果)を、所属長を通じて学長に報告しなければならない。

(研究費の返還)

第8条 前条に定める研究経過(又は成果)が報告されなかった場合は、学長は研究費の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

(物品等の帰属)

第9条 研究費で購入した物品等は、すべて大学に帰属する。ただし、原則として在任中は各自の専用とすることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究費の執行および手続きに関する必要な事項は別に定める。

(主管部課)

第11条 この規程に関する事務は研究推進社会連携機構事務部で行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究推進委員会、大学評議会での議を経て、常務委員会で決定する。

附 則

1 この規程は、個人研究費及び学会出張費、並びに教育研究補助費及び学会出張補助費を統合し、2020年(令和2年)4月1日から施行する。

2 「研究費支給規程」、「個人研究費支給についての了解事項」は、この規程の施行をもって廃止する。